

上田市農業活性化施設ゆきむら夢工房〔使用許可申請書〕

令和 年 月 日

上田市長 土屋 陽一 様

申請者

住 所

氏 名

団体等の名称

電 話

ゆきむら夢工房を使用したいので申請します。
なお、施設の使用にあたり、条例及び規則を遵守します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜 日) 時 分から 時 分まで
使 用 目 的	

使 用 区 分	調理研修室	漬物加工室	菓子加工室	小 計
予 定 人 員	名	名	名	名
基本 使用 料	1時間当たり単価	☐ 760円	☐ 760円	☐ 760円
	使用時間	× 時間＝	× 時間＝	× 時間＝
	使用料	円	円	円
使 用 区 分	そば加工室	道場(東室)	道場(西室)	小 計
予 定 人 員	名	名	名	名
基本 使用 料	1時間当たり単価	☐ 760円	☐ 760円	☐ 760円
	使用時間	× 時間＝	× 時間＝	× 時間＝
	使用料	円	円	円

※ 利用時間に1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

冷暖房使用料	☐ 100円	× 時間	円
--------	-------------------------------	------	---

減免の有無(有・無) 減免対象(基本・冷暖房) 減免率 (%) 減免額 円	円
---	---

上田市農業活性化施設ゆきむら夢工房〔使用料減免申請書〕

上記の使用料について、下記のとおり減免を申請します。

減 免 の 理 由 及 び 減 免 率	減 免 申 請 理 由	
	1 上田市及び上田市内の小・中学校が使用する場合	100%
	2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校((1)に掲げる学校を除く)及び 社会福祉関係団体が使用する場合	50%
	3 国及び公共団体が使用する場合並びに社会教育関係団体、文化団体その他公共的団体等が 公益的活動を目的として使用する場合	50%
	4 地域住民の団体が産業の振興及び住民の福祉、厚生、教養並びに文化の向上を図るために 使用する場合	50%
	5 その他市長が必要と認める場合(部会使用) ※ 冷暖房使用料及び附帯器具使用料については、原則1項の理由以外は、対象とならない。	%

※不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。
上田市真田地域自治センター(ゆきむら夢工房) TEL:72-2204

〔市使用欄〕

上記申請について、許可してもよろしいでしょうか。

課 長	農林振興係長	職 員	担 当	受付者